

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(農薬等(ジエトフェンカルブ等4品目)の残留基準の改正)に関する御意見の募集について

令和3年1月25日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課

食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)における農薬等(ジエトフェンカルブ等4品目)の残留基準の改正を予定しています。

つきましては、別添の改正案について、下記のとおり、御意見を求めます。

1. 御意見募集期間

令和3年1月25日(月)～令和3年2月23日(火)(必着)

2. 御意見募集対象

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(農薬等(ジエトフェンカルブ等4品目)の残留基準の改正)(概要)

3. 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください(様式は自由)。その際、件名に「農薬等(ジエトフェンカルブ等4品目)の残留基準の改正について」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」から提出を行ってください。

(2) 郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課残留農薬等基準審査室宛て

(3) FAXの場合

FAX番号:03-3595-2432

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課残留農薬等基準審査室宛て

4. 御意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記入してください(御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します)。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名、住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。